

国民健康保険と老人保健が変わります!

平成18年10月1日から医療保険が改正され、医療費の自己負担などが変わります。

70歳未満の人



①高額療養費の自己負担限度額が変わります

同じ人が同じ月内に、同一の医療機関に支払った自己負担額の合計が高額になった場合、申請して認められると、自己負担限度額を超えた分は高額療養費として支給されます。

今回の改正で、70歳未満の人は下表のように自己負担限度額が一部引き上げられます。

| 9月30日までの自己負担限度額(月額) | | | 10月1日からの自己負担限度額(月額) | | |
|---------------------|---|--------------------|---------------------|---|--------------------|
| | 3回目まで | 4回目以降 ² | | 3回目まで | 4回目以降 ² |
| 一般 | 72,300円 + 医療費が241,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算 | 40,200円 | 一般 | 80,100円 + 医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算 | 44,400円 |
| 上位所得者 ¹ | 139,800円 + 医療費が466,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算 | 77,700円 | 上位所得者 ¹ | 150,000円 + 医療費が500,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算 | 83,400円 |
| 住民税非課税世帯 | 35,400円 | 24,600円 | 住民税非課税世帯 | 35,400円 | 24,600円 |

1 基礎控除後の総所得金額などが600万円(平成18年9月30日までは670万円)を超える世帯。
2 過去12ヶ月間に、一つの世帯での支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額。

②人工透析を要する上位所得者の自己負担限度額が変わります

高額の治療を長期間継続して行う必要がある疾病の場合、1か月の自己負担額は1万円までとされていましたが、慢性腎不全で人工透析を要する上位所得者については、自己負担限度額が1万円から2万円に引き上げられます。

| | |
|---------|---------|
| 9月30日まで | 10,000円 |
| 10月1日から | 20,000円 |

70歳以上の人



①現役並みの所得がある人の自己負担限度額が変わります

70歳以上または老人保健で医療を受ける人のうち、現役並みの所得がある人は、医療機関に支払う自己負担割合が引き上げられます。

| | |
|---------|----|
| 9月30日まで | 2割 |
| 10月1日から | 3割 |

②高額療養費(高額医療費)の自己負担限度額が変わります

同じ月内に、医療機関に支払った自己負担額の合計が高額になった場合、申請して認められると、自己負担限度額を超えた分は高額療養費(老人保健の場合は、高額医療費)として支給されます。

70歳以上または老人保健で医療を受ける人は下表のように自己負担限度額が一部引き上げられます。

| 9月30日までの自己負担限度額(月額) | | | 10月1日からの自己負担限度額(月額) | | |
|----------------------|----------|---|----------------------|----------|---|
| | 外来(個人単位) | 外来+入院(世帯単位) | | 外来(個人単位) | 外来+入院(世帯単位) |
| 一般 | 12,000円 | 40,200円 | 一般 | 12,000円 | 44,400円 |
| 現役並み所得者 ³ | 40,200円 | 72,300円 + 医療費が361,500円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算(4回目以降の場合40,200円) | 現役並み所得者 ³ | 44,400円 | 80,100円 + 医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算(4回目以降の場合44,400円) |
| 低所得者 | 8,000円 | 24,600円 | 低所得者 | 8,000円 | 24,600円 |
| 低所得者 | | 15,000円 | 低所得者 | | 15,000円 |

3 課税所得が145万円以上の人(所得額より諸控除を引いた額)。夫婦2人世帯で年収520万円以上、単身世帯で年収383万円以上。

問合せ先 健康増進課国保年金係 ☎ 3922

「しずおか子育て優待カード」

協賛店舗・施設を募集します

「子育て家庭を地域全体で応援しましょう」

静岡県と下田市では、子育て家庭を地域、企業、行政が一体となって支援することで、子供と保護者とのふれあいを深める機会の提供や、子育て家庭を支援する気運の醸成などを目的とした、「しずおか子育て優待カード事業」の実施について準備を進めています。



設定していただきます。特典の例「日は%引き」、「ポイント倍」、「飲料一杯サービス」、「入場料の割引」など
協賛店舗、施設には、協賛ステッカーを配布します。



このサービスの趣旨に賛同し、子育て中や妊娠中の方に、割引や優待などのサービスを提供していただける店舗や施設など
サービス内容 協賛店舗や施設が無理のない範囲で自由に

協賛店舗、施設の名称や特典内容は、県・市ホームページに記載する他、一覧表にして対象の子育て家庭に配布します。協賛金等は不要です。
事業開始予定 平成19年2月
申込方法 福祉事務所、下田商工会議所にある所定の申込書に必要事項を記載して、11月20日までに福祉事務所へファックス、郵送等でお申し込みください。
申込・問合せ先 福祉事務所子育て支援係
☎ 2211 FAX 23910

平成19年度 保育所入所案内



平成19年度に保育所の入所を希望される方は、次の要領でお申し込みください。
入所説明会 新しく入所を希望される方は、この説明会にご出席下さい。

| 日時 | 10月27日(金) |
|----------|--------------------------------|
| 場所 | 市民文化会館大会議室 |
| 希望保育所 | 下田、第3、白浜、須崎、大賀茂、柿崎保育所 |
| 時間 | 午後1時15分～2時15分 午後2時30分～3時30分 |
| 入所申込受付日程 | 稲生沢、ひかり保育園 |
| 会場 | 市役所大会議室(西館2階) |

| 希望保育所 | 受付日時 |
|--------|-------------------|
| 下田保育所 | 11月8日(水) 午前9時～ |
| 白浜保育所 | 11月9日(木) 午後1時30分～ |
| 須崎保育所 | 11月9日(木) 午後1時30分～ |
| 第3保育所 | 11月9日(木) 午後1時30分～ |
| 大賀茂保育所 | 11月9日(木) 午後1時30分～ |
| 柿崎保育所 | 11月9日(木) 午後1時30分～ |
| 稲生沢保育園 | 11月13日(月) |
| ひかり保育園 | 11月13日(月) |

その他
・在籍児童・新入児童ともに受付を行います。
・保育所ごとに受付を区分させていただきますが、ご都合のつかない方は、他の保育所の日程で受付してください。
・申込書は福祉事務所・各保育所(園)に用意してあります。(10月27日以降)
問合せ先 福祉事務所子育て支援係
☎ 2216

平成19年度 市立幼稚園児募集



楽しい集団生活の中で、一人一人の健全な心身の基礎を培う幼稚園教育
入園に際しての説明会を次のとおり開催します。会場は各幼稚園です。

| 園名 | 期日 | 時間 |
|--------|--|-----------|
| 下田幼稚園 | 10月30日(月) | 午前10時～11時 |
| 白浜幼稚園 | 10月30日(月) | 午後1時～2時 |
| 稲梓幼稚園 | 10月31日(火) | 午前10時～11時 |
| 吉佐美幼稚園 | 10月31日(火) | 午後1時～2時 |
| 稲生沢幼稚園 | 再編整備審議会の答申を受け、12月市議会での決定を待って再度お知らせ致します | |

入園申込受付日
11月13日(月) 午後1時30分～午後4時
申込用紙は、各幼稚園に用意してあります。直接幼稚園に提出してください。
対象幼児
年少(3歳)児
平成15年4月2日～平成16年4月1日生
年中(4歳)児
平成14年4月2日～平成15年4月1日生
年長(5歳)児
平成13年4月2日～平成14年4月1日生
問合せ先
該当する幼稚園にお願いします。
下田幼稚園 ☎0363
吉佐美幼稚園 ☎6683
白浜幼稚園 ☎6691
稲生沢幼稚園 ☎2771
稲梓幼稚園 ☎0619
※下田市立幼稚園の再編を検討中のため、募集内容等変更の可能性があります。ご迷惑をおかけします。